

◆事例1（本年2月1日の事故）

千葉県在住の男性Aさん（会社員・27歳・婚姻歴なし・子無し）が飲酒後の帰り道での事故。深夜に自転車で県道を走行中、前方に路上駐車のある車を右側から避ける際、後方からの車に追突された。

相手損保は健保第三者行為の利用を求めているがAさんの勤務先の健保組合は「自転車の飲酒運転は保険適用外」と言っている。

Aさんは大卒、千葉県のアパートで一人暮らし。

Aさんの両親は離婚していて、母親の実家（茨城県の農家）で育った。

母親の実家では、母方の祖父母（農業）・母親（会社員）が暮らしている。

父親も茨城県内で仕事をしながら暮らしている。

【事故後の経過】

2月1日に事故発生。救命救急病院へ緊急搬送、重症頭部外傷の診断。

左開頭外減圧を実施し、1か月後に頭蓋形成術を実施。徐々に意識回復。

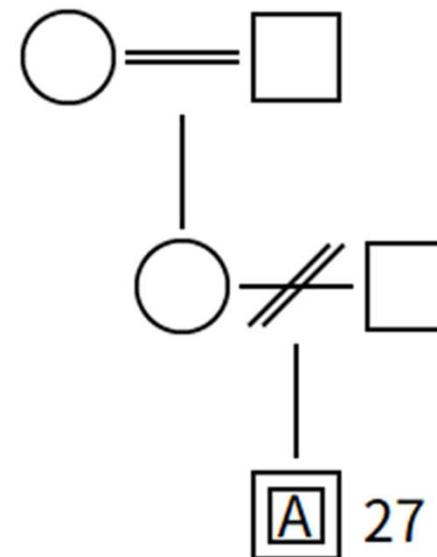
本年3月25日、リハビリテーション病院へ転院。

【転院後3カ月半（5月25日）の状態】

現在、医療的行為はないが、重度の高次脳機能障害と右片麻痺が残存見込み。

車椅子の自操不可。左手でスプーンにより食事は自分で摂れるが、日常生活には多くの介助が必要。失語も顕著で、本人の意思確認も難しい。

母方の家族は家での介護を希望していて、母親がAさんの介護に専念しようと考えている。



Aさんは自転車保険など交通事故の保険に加入していなかった。

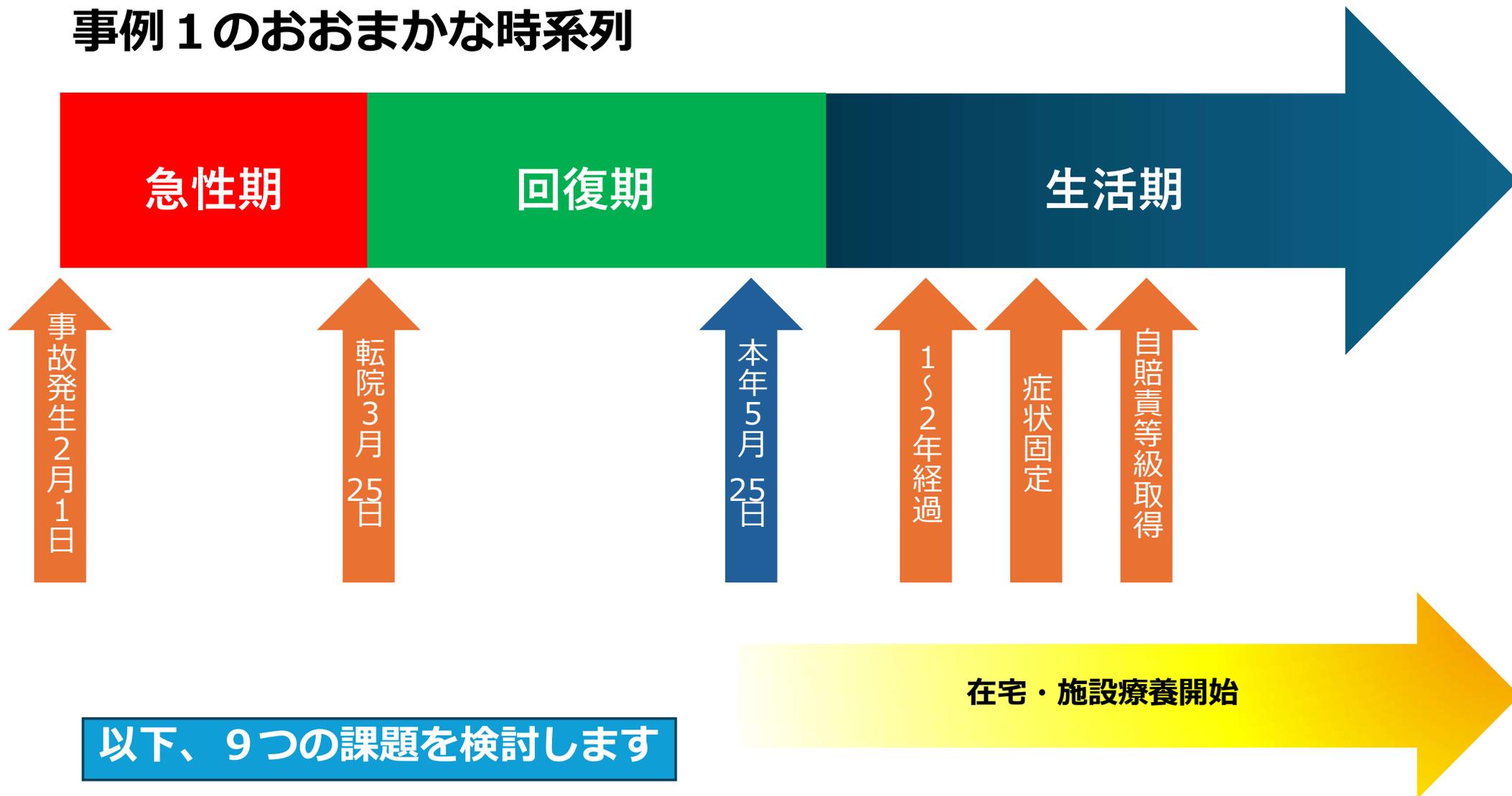
Aさんはヘルメットを着用しておらず、重症頭部外傷。（Aさんの基本過失10%）

実家の母親と祖父が車を所有しているが、弁護士費用特約の付帯無し

人身傷害特約は契約車両に乗車中のみ適用となっている。



事例 1 のおおまかな時系列



課題1：事故発生時、相手損保は健保第三者行為の利用を求めたが、Aさんの勤務先の健保組合は「自転車の飲酒運転は保険適用外」と言って健康保険適用を拒否。家族も救急病院も、支払い方法が決まらず困っていた。治療費はどの様に清算できるのか？

交通事故の場合の治療費→自由診療か？健康保険か？労災か？を考える。

Aさんの健保組合が「保険適用外」との組合の主張は、健康保険法116条（自己の故意の犯罪行為により…行わない）によるものと考えられる。ここでいう「犯罪行為」とは酒気帯び運転が想定される。もっとも、「犯罪行為により」生じたか否かを争う余地があるため、組合に対し、不支給について再検討を求めるよう交渉することが考えられる。

組合の見解が変わらなければ、後続車の損保に事情を話したうえ、自由診療にて治療費を支払ってもらわなければならないように思われる（組合の処分に対する審査請求や行政訴訟は、病院がそこまで待ってくれるかという問題があり、損保による支払を期待できる本件においては合理的な手段ではない）。

本件は重傷で自由診療では医療費は非常に高額となり、直ちに支払えない。

このような事態になって弁護士相談するケースがある。国保は比較的柔軟に対応されるが、社会保険の対応はケースバイケース。

課題2：家族は回復のためリハビリ継続を希望している。長期にわたりどの様なリハビリが受けられるか？

修先生 森戸MSWからのご意見

重傷脳損傷だが若年で回復見込みあり。回復期リハビリ病棟でADLをのばして、その後の方向性（病院や障害者支援施設）を検討する。

千葉では更生園（千葉リハビリテーションセンター内の入所施設）あり、回復状況次第では機能訓練や生活訓練が受けられる。施設入所支援と機能訓練や生活訓練とを組み合わせる。

重度の場合は生活介護でデイケアの様な支援を受けられる。

課題3：自宅のリフォーム完了まで半年以上要するため、回復期リハビリテーション病棟の入院期限を超えてしまう。リフォーム完了するまで、Aさんはどこで過ごせるのか？

修先生 森戸MSWからのご意見

先ほどの更生園や、総合リハビリテーションセンター（国リハ、神奈川リハなど）の利用が検討できる。リハビリの機会は減るが療養病棟も選択肢になる。

課題4：本件では自賠償の症状固定はいつ頃が適切か？

受傷より1年半から2年程度を考えればよい。

もつとも、早期に住環境の整備を整え在宅介護に移行したいといった希望が強いなど、個別の事情に応じて、より早期（たとえば、受傷より1年）に症状固定をすることも検討してよい。

症状固定を早めたい希望がある場合に、医師や病院は応じてくれるか？

→事情により対応している。

住宅改修費用を前払いしてもらおうことを弁護士に交渉してもらえるか？

→交渉可能。生活費分を前払い交渉することも日常的に交渉している。

想定される自賠償後遺障害等級

想定される自賠償後遺障害等級は

1級相当？ 2級相当？と思われる。

1級：神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常時介護を要するもの

2級：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

課題5：Aさんに適用できる自動車保険は無いのか？

被害者側の保険（家族の保険も確認）

- ① A契約の保険なし
- ② 母・祖父の保険は弁特なし・人傷は搭乗中のみ
- ③ 父の保険を確認する必要がある（「別居の未婚の子」）

加害者側の保険

- ① 追突車両の自賠責保険・任意保険
- ② 駐停車車両の自賠責保険・任意保険

（上記①②について共同不法行為成立の可能性あり）

課題6：本件では、必ず成年後見人が必要なのか？

原則として必要と解されるが、必ずというわけではない。

① 自賠償保険を取得する場合

現在の実務では、脳外傷1～3級は、成年後見をつけないと自賠償保険金が支払われない。

ただし、3級の場合、主治医に「後見不要」であることを示す診断書を書いてもらえれば、成年後見をつけなくても自賠償保険金が支払われる可能性がある。

② 自賠償保険を取得しない場合（家族に経済的余裕がある場合）

交通事故に遭ったこと、被害の回復について弁護士にお願いすることを理解できるくらいにまで回復すれば、成年後見をつけなくとも示談や訴訟によって賠償金を獲得できる可能性がある。

もともと、本件の事情からすれば、住環境構築に相応の費用がかかるため自賠償をとらざるを得ないであろうし、被害者の回復状況にも限界がありそうなので、後見が必要となる可能性は高いように思われる。

- 弁護士と委任契約する時点では？…患者に後見人をつけなくても、家族を窓口で弁護士と委任契約できる
- 医師の立場から…症状回復したときに後見人を外す診断書を作成することもある

課題7：家族は自宅での介護を希望しているが、築50年の木造家屋でリフォーム工事は難しい。ただし、農家で敷地は広い。Aさんが車椅子を脱却できる見込みは薄く、リフォーム工事をどう進めると良いか？

- ① 既存の木造家屋を完全に建て替えるという方法
- ② 敷地が余っていれば既存の木造家屋の隣に介護専用家屋を作ってしまうという方法が考えられる。

コスト面では②が推奨される。

- 病院では家屋評価を実施している。

課題8：リフォーム工事費用や、車椅子等々の福祉用具の費用は、どの様に捻出できるか？

自賠責を取得する、というのが第一選択となる。

1級であれば4000万円

2級であれば3000万円

もっとも、本件はいわゆる「ダブルポケット事案」となる可能性があり、駐停車車両の自賠責もあわせると、倍額の獲得を見込める。

課題9：Aさんは在宅介護においてどんな福祉サービスを利用できるか？

典型的には

- ①障害者総合支援法による介護給付費
- ②ナスバの介護料、である。

◆事例2（本年2月20日の事故 通勤災害）

千葉県在住の55歳男性Bさん（個人の塗装業で一人親方労災加入・事業のための借金あり・20年前に妻と離婚・元妻との間に一人娘がいる）が仕事帰りでの事故。

Bさんが原付バイクで国道を走行中、Bさんの右車線を並走していたトラックがBさん側の前方に車線変更してきて接触転倒。重症頭部外傷。

事故後に兄がBさん宅アパートを訪れたら、借金の請求書が複数届いていた。Bさんの元妻と一人娘は、都内で生活。Bさんとの同居は不可。

Bさんの両親は他界していて、実家には兄家族が暮らしている。

事故後の対応は兄が行ってくれているが、Bさんとの同居は不可。

【事故後の経過】

2月20日に事故発生。救命救急病院へ緊急搬送、重症頭部外傷の診断。

右開頭外減圧を実施し、2週間後に頭蓋形成術を実施。意識回復。

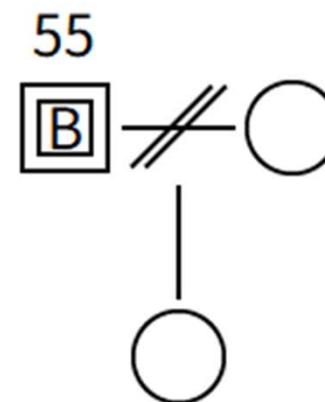
本年3月25日、リハビリテーション病院へ転院。

【転院後3カ月（5月25日）の状態】

現在、医療的行為はないが、高次脳機能障害と左足に麻痺があり、移動は車椅子に座って足で進む。リハビリでは立位訓練を実施。移乗や入浴には、見守りと軽介助が必要。

日常会話は可能だが、何度も実施している作業の手順を覚えられない。病室に予定表を貼っているが、予定どおりにリハビリ室へ移動することを忘れている。易疲労と集中力に欠け、すぐにベッドで横になって寝てしまうため、リハビリ開始時には声掛けと強い促しが必要。

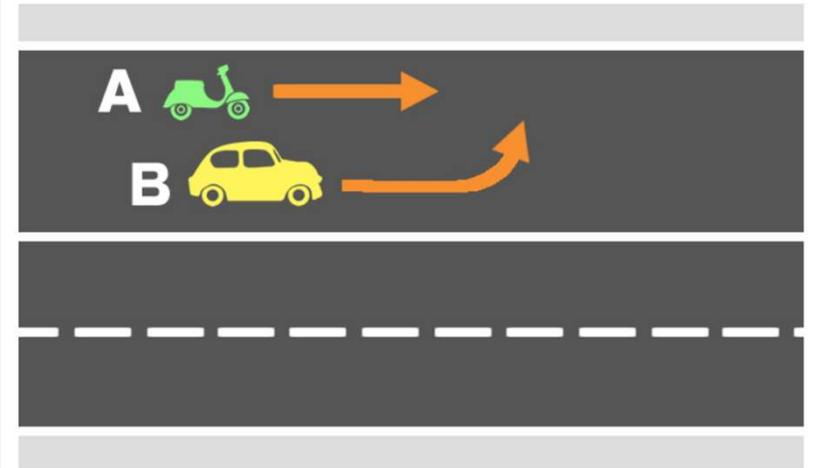
身体機能的にも、元の自宅（アパート）には戻れないことを理解していて、施設かグループホームに入所することに同意している。



Bさんが仕事を終えてバイクでの帰り道、国道を走行中に
Bさんの右車線を並走していたトラックがBさんの前方に車線変更してきて
接触転倒。重症頭部外傷。（Bさんの基本過失20%）
Bさんはバイク保険に加入。弁護士特約と、人身傷害特約（無制限）が付いている。

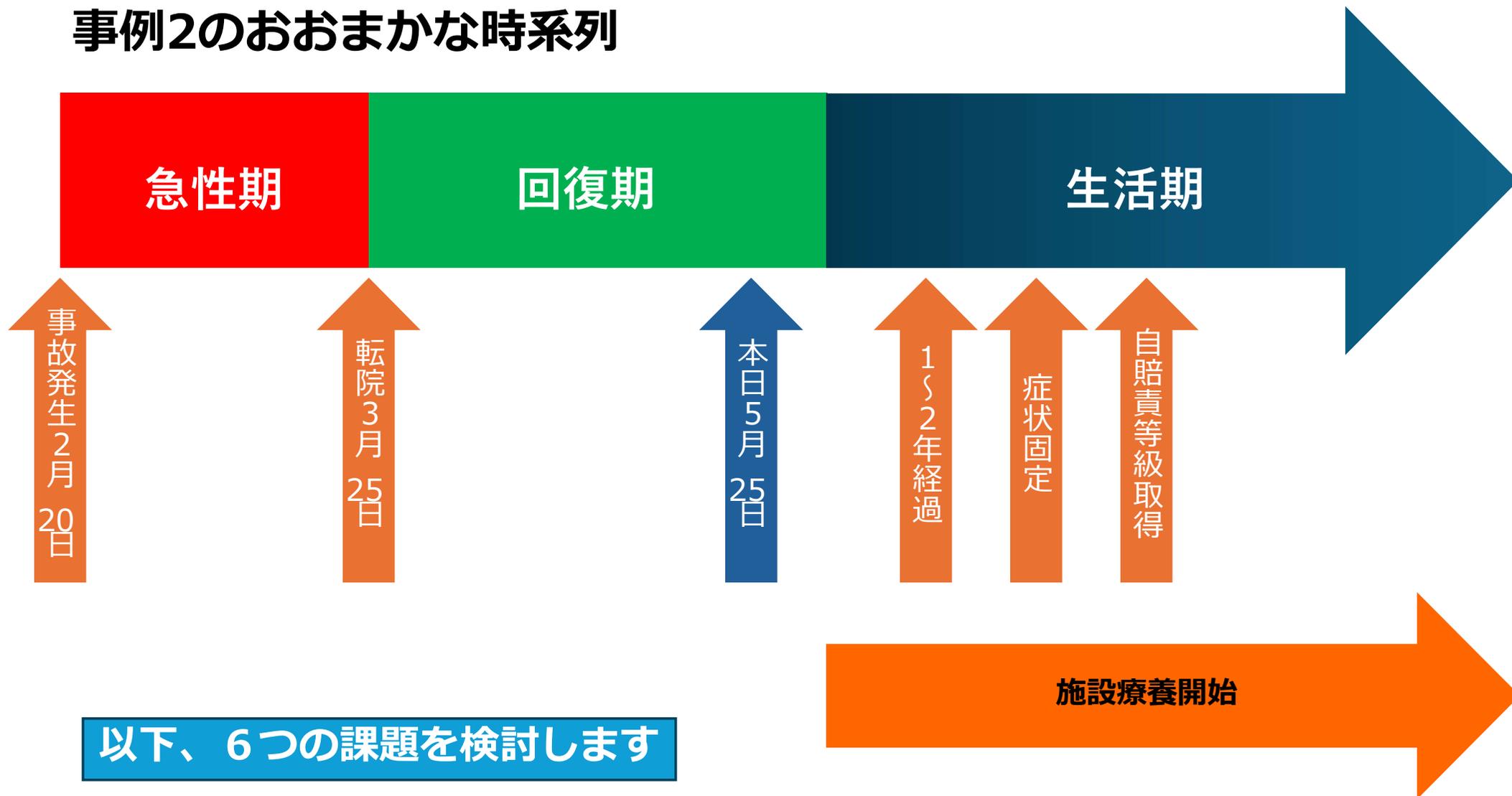
同じ方向を進行するバイクと四輪車の事故

四輪車が進行変更をして起こった事故



交通事故の詳しい状況	過失割合
進路変更をした四輪車Bと後続のバイクAが衝突	A20 : B80

事例2のおおまかな時系列



課題 1 : Bさんは一人親方労災に加入していたが、家族が申請に苦慮している。どこに相談したら良いか？

労働基準監督署に相談する。

弁護士に交通事故の処理について依頼していれば、当事務所では、労災に関するアドバイスもあわせて行うことができる。

**加入している一人親方団体に相談すれば、全体的なアドバイスをもらえる。
(それがダメなら労基署に相談)**

労災に加入していない会社がある→労務上の事故受傷は保護されるので労災適用を行ってくれる

課題2：Bさんは借金返済の目途が立たなくなった。どう対処したら良いか？

事情を話して、しばらくは返済を待ってもらうしかない。支払原資としては、労災の休業給付・休業特別支給金、自賠責保険金を含めた損害賠償金、人身傷害補償保険金が考えられる。金額にもよるが、場合によっては、加害者側損保（任意保険）からまとまった内払いをもらった上で早期に返済してしまうという選択肢もあるだろう。

借入先に早期に事故受傷により入院していることを報告することが望ましい。

課題3：Bさんは回復期リハビリテーション病棟の入院期限内で、施設かグループホームへ入所できるか？

障害者手帳の取得や障害支援区分認定など、どの様な段取りで退院支援を行えば良いか？

修先生 森戸MSWからのご意見

さらなる立位訓練を実施。労災適用で医療費は本人負担が発生していないので、次の医療機関を探すのも選択肢になる。次の医療機関で過ごしている間に、施設やグループホーム入所準備を進める。

自賠責と労災の症状固定日は、大きくずれると労基署から問合せがある。

課題4：本件では、どの医療機関で後遺障害診断書を作成してもらえるか？

修先生 森戸MSWからのご意見

退院後に専門医の外来受診にて診断書作成することが望ましい

(ほかの病院へ移る場合は労災の指定医療機関であることを要確認)

課題5：本件では、成年後見人の申し立てが必要か？（申立て時期、申立人、候補者、申立て費用なども含め）

申立の要否に関する一般論は◆事例1の回答で記載したとおり。

事案の内容（とりわけ家族の状況）からすれば、後見人を立てたほうがよいようにも思われる。

申立時期はいつでもよいが、家族の状況（同居の協力者がいない、兄が支援し続けるにも限界がある）からすると、できるだけ早めに立てたほうがよいのではないか。

申立は兄や娘が行えるが、事例の内容からすれば兄が自らあるいは代理人を立てて申立をする、ということになるだろうか。候補者は専門職（司法書士）を探すことになると思われる（別居の兄が選任される可能性はかなり低い）。

申立費用（実費）は診断書代を含めて1～2万円程度といったところ。代理人に申立を依頼する場合には、さらに、10～20万円ほどの実費が必要である。

想定される自賠責後遺障害等級および労災等級

想定される自賠責後遺障害等級は2級相当？3級相当？と思われる。

2級：神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

3級：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

**課題6：Bさんのように同居の家族がない場合、交通事故の裁判はどの様に進むのか？
(Bさんの生活状況や後遺症の確認、裁判の打合せなど)**

生活状況や後遺症の確認については、病院の診断書や、入居した施設からの聴取によって確認することになる。裁判の打合せは、原則として、後見人との間で行っていくことになる。

Bさんは将来経済的に不足しないか？→人身傷害で自身の過失分は補填される。65歳までは障害者総合支援法、それ以降は介護保険に移行することが多い。その場合に、交通事故で介護料を含めた賠償を受けていると、介護保険を減額する自治体がある。

●弁護士が介入するタイミング→早く相談するのが望ましい。精神的ストレスの軽減、最終的な損害賠償に向け戦略的アドバイスができる。